

唐丹町漁業協同組合における資源管理協定

協定締結日 令和6年1月23日

協定認定日 令和6年2月16日

(目的)

第1条 本協定は、唐丹町漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	岩手県資源管理方針別紙1-1に定める水域	まあじ	定置漁業
(2)	岩手県資源管理方針別紙1-2に定める水域	まいわし太平洋系群	定置漁業
(3)	岩手県資源管理方針別紙1-4及び別紙1-5に定める水域	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）	定置漁業
(4)	岩手県資源管理方針別紙1-6に定める水域	するめいか	いか釣り漁業
(5)	岩手県資源管理方針別紙1-8に定める水域	まさば及びごまさば太平洋系群	定置漁業
(6)	岩手県周辺海域	さけ（しろざけ）（日本系）	定置漁業
(7)	岩手県周辺海域	ひらめ太平洋北部系群	定置漁業、刺し網漁業
(8)	岩手県周辺海域	つのがしおきあみ太平洋北部のうち岩手県沿岸域	あみ船びき網漁業
(9)	岩手県資源管理方針別紙1-7に定める水域	すけとうだら太平洋系群	刺し網漁業
(10)	岩手県周辺海域	けがに太平洋北部のうち岩手県周辺海域	刺し網漁業
(11)	岩手県周辺海域	まこがれい太平洋北部	刺し網漁業
(12)	岩手県周辺海域	あいなめ太平洋北部のうち岩手県周辺海域	刺し網漁業
(13)	岩手県周辺海域	えぞあわび太平洋北部のうち岩手県周辺海域	あわび漁業

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

	水産資源の種類	資源管理の目標
(1)	まあじ	資源管理基本方針別紙2-5（令和2年農林水産省告示第1982号）に定める目標
(2)	まいわし太平洋系群	資源管理基本方針別紙2-6に定める目標
(3)	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）	資源管理基本方針別紙2-1及び別紙2-2に定める目標
(4)	するめいか	資源管理基本方針別紙2-12に定める目標
(5)	まさば及びごまさば太平洋系群	資源管理基本方針別紙2-15に定める目標
(6)	さけ（しろざけ）（日本系）	岩手県資源管理方針別紙2-5に定める資源管理の方向性
(7)	ひらめ太平洋北部系群	岩手県資源管理方針別紙2-7に定める資源管理の方向性
(8)	つのなしおきあみ太平洋北部のうち岩手県沿岸域	岩手県資源管理方針別紙2-6に定める資源管理の方向性
(9)	すけとうだら太平洋系群	資源管理基本方針別紙2-8に定める目標
(10)	けがに太平洋北部のうち岩手県周辺海域	岩手県資源管理方針別紙2-8に定める資源管理の方向性
(11)	まこがれい太平洋北部	岩手県資源管理方針別紙2-10に定める資源管理の方向性
(12)	あいなめ太平洋北部のうち岩手県周辺海域	岩手県資源管理方針別紙2-11に定める資源管理の方向性
(13)	えぞあわび太平洋北部のうち岩手県周辺海域	岩手県資源管理方針別紙2-1に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	漁業種類	水産資源の種類	取組内容
(1)	定置漁業	まあじ、まいわし太平洋系群、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）、まさば及びごまさば太平洋系群、さけ（しろざけ）（日本系）及びひらめ太平洋北部系群	漁業権免許における漁業時期若しくは漁業権行使規則に定める操業期間又は知事許可漁業の制限措置若しくは許可等の条件に定める漁業時期のうち、10%以上の日数を休漁することにより操業期間を短縮するものとする。〈漁獲努力量制限〉

(2)	定置漁業	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）	資源管理基本方針及び岩手県資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する事項の遵守（強度な資源管理）。
(3)	いか釣り漁業	するめいか	年間操業可能日数のうち 15%以上の日数を休漁とする。〈漁獲努力量制限〉
(4)	あみ船びき網漁業	つのなしおきあみ太平洋北部のうち岩手県沿岸域	漁業者ごとに漁獲量の上限を設けることとする。〈漁獲量制限〉
(5)	刺し網漁業	すけとうだら太平洋系群、ひらめ太平洋北部系群、けがに太平洋北部のうち岩手県周辺海域、まこがれい太平洋北部、あいなめ太平洋北部のうち岩手県周辺海域	知事許可漁業の制限措置又は許可等の条件に定める漁業時期のうち、5%以上の日数を漁具引揚休漁とするものとする。〈漁獲努力量制限〉
(6)	あわび漁業	えぞあわび太平洋北部のうち岩手県周辺海域	口開回数の最大値を定め、これを操業日数の上限とするものとする。〈漁獲努力量制限〉

2 前項の規定に基づき本協定の参加者が取り組む具体的な資源管理措置は、それぞれ次表に掲げるとおりとする。

漁業種類	対象海域等	前項に定める取組内容	資源管理措置
定置漁業	定第 212 号 （大建漁場）	(1) 及び (2)	(1) 操業期間を 4 月 10 日から翌年 2 月 10 日までに短縮する（漁業時期：3 月 1 日から翌年 2 月末日まで）。 (2) くろまぐろ（大型魚）及びくろまぐろ（小型魚）については、岩手県全体における漁獲量の総量の知事漁獲可能量に占める割合が 90%を超えた場合において県から採捕を抑制するよう勧告があった場合は、入網した全てのくろまぐろの放流に取り組むこととする。
	定第 213 号 （金島漁場）	(1) 及び (2)	(1) 操業期間を 4 月 10 日から翌年 2 月 10 日までに短縮する（漁業時期：3 月 1 日から翌年 2 月末日まで）。 (2) くろまぐろ（大型魚）及びくろまぐろ（小型魚）については、岩手県全体における漁獲量の総量の知事漁獲可能量に占める割合が 90%を超えた場合において県から採捕を抑制するよう勧告があった場合は、入網した全てのくろまぐろの放流に取り組むこととする。
いか釣り漁業	岩手県沖合海面	(3)	年間操業可能日数のうち 56 日以上の日数を休漁とする。
あみ船びき網漁業	岩手県沖合海面	(4)	1 日あたりの漁獲量の上限を 10.5 トンとする。

刺し網漁業	岩手県沖合海面	(5)	3月1日から4月30日までの間、漁具を引き揚げ休漁とする。(取組期間:6月1日から5月31日まで)
あわび漁業	一共第206号海域	(6)	11月1日から2月末日までのうち、操業可能日数を6日間以内とし、それ以外の日を休漁とする。

(取組の履行確認に関する事項)

- 第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条第2項に掲げる資源管理措置の履行確認を行うこととする。
- 2 全ての参加者は、前条第2項に掲げる資源管理措置を確実に履行した旨を確認するため、証拠書類の提出等に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、岩手県資源管理協議会において行うこととする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

- 第6条 全ての参加者は、漁業法(昭和24年漁業法第267号。以下「法」という。)第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を知事に報告するものとする。
- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に岩手県及び岩手県資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

- 第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び岩手県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、岩手県資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、全参加者の代理権を有する者(以下「協定代表者」という。)は当該参加者の違反を岩手県に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び岩手県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。
- 3 第1項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続(本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定)自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。
- 4 第1項の調査及び協議の結果並びに前2項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 協定代表者は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の変更及び廃止)

第10条 本協定を変更又は廃止する場合は、理事会で決定することとし、沿岸広域振興局水産部を通じて岩手県農林水産部水産振興課へ報告するものとする。ただし、変更の内容が協定参加者名簿の変更等の軽微なものであるときはこの限りではない。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和6年3月1日から令和11年2月末日まで）とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第12条 法第126条第1項の規定に基づき岩手県知事にあつせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年3月1日から施行する。